

Ⅲ 資料編

目次	ページ
1 規則・要綱・要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・36 （広尾町学校運営協議会規則） （広尾っ子応援団本部規則） （広尾っ子応援団設置要綱） （広尾っ子応援団取扱要領）	
2 学校運営協議会における設置者挨拶・・・・・・・・・・42	
3 広尾っ子応援団本部における本部長挨拶・・・・・・・・・・43	
4 学校と地域に関するアンケート調査（住民用）結果・・・・・・・・44 （地域と学校の関係） （あなたと学校のかかわり） （あなたの地域の学校） （地域が学校の運営に携わる仕組み） （学校の運営に携わる住民の代表）	
5 学校と地域に関するアンケート調査（教職員用）結果・・・・・・・・48 （地域と学校の関係） （あなたと地域のかかわり） （勤務している学校） （地域が学校の運営に携わる仕組み） （学校の運営に携わる住民の代表）	
6 アンケート調査分析（兵庫教育大学日渡 円教授）・・・・・・・・52	
7 説明「広尾町におけるCS制度」・・・・・・・・・・60 （平成30年11月 広尾町全教職員への説明会）	
8 説明「広尾っ子応援団登録制度の趣旨・背景について」・・・・・・・・62 （平成30年11月 十勝青少年育成推進指導員研修会・町民説明会）	

1 規則・要綱・要領

広尾町学校運営協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、広尾町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育又は中高一貫教育を施す場合その他教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、当該学校に在籍する生徒又は児童の保護者及び当該学校の所在する地域住民の意見を聞くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 教育課程の編成に関すること。

(2) 重点教育目標を達成するための学校経営計画（組織編制、学校予算、施設管理及び施設設備等の整備）に関すること。

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関して、教育委員会を経由し、北海道教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度一回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

一 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者等の理解を深めること。

二 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に関すること。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は20名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 社会教育法第9条(昭和24年法律第207号)第7に定める地域学校協働活動推進員に該当する者

(4) 対象学校の校長

(5) 第2条の趣旨を踏まえ校内外の連絡・調整を担当する対象学校の教職員

(6) 学識経験者

(7) 関係行政機関の職員

(8) その他、教育委員会が適当と認める者

2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

3 委員は特別職の非常勤の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務)

第9条 委員は職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 第8条第2項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第11条 委員に対する報酬及び費用弁償については、非常勤の特別職の職員に対する報酬、費用弁償支給条例（平成20年広尾町条例第20号）の定めるところによる。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

- 2 会長が会議を招集し、議事を掌る。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

第13条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第14条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第15条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人からの辞任の申出があった場合

(2) 第9条に反した場合

(3) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

広尾っ子応援団本部規則

(設置)

第1条 広尾町教育委員会に広尾っ子応援団本部(以下、「応援団本部」という。)を設置する。

(目的)

第2条 応援団本部は社会教育法第5条2項に定める地域学校協働活動(以下、「協働活動」という。)を推進するため、地域住民と学校との連絡協力体制の整備及び協働活動の普及啓発に取り組むものとする。

(役割)

第3条 応援団本部は前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

(1) 学校運営協議会との連携に関すること。

(2) 協働活動に関係する課(部局)、機関・団体相互の連絡調整に関すること。

(3) 協働活動の普及啓発に関すること。

(4) その他、協働活動の推進に必要なこと。

(組織)

第4条 応援団本部は、教育的事業を行っている関係者をもって組織する。

2 応援団本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

(1) 本部長は広尾町副町長があたる。

(2) 副本部長は広尾町教育委員会教育長があたる。

(3) 本部員は、関係課(部局)、関係機関・団体の中から本部長が委嘱する。

3 本部長は応援団本部を統括し、副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故ある時はその職務を代行する。

(任期)

第5条 本部員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補充による任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 応援団本部の会議は、毎年1回開催し、臨時会議は必要に応じて本部長

が招集する。

2 会議は本部長が議長となる。

(事務局)

第7条 応援団本部の事務を執行するために広尾町教育委員会社会教育課に事務局を置く。

(1) 事務局長は社会教育課長があたる。

(2) 事務局に地域コーディネーターを置き、学校及び学校運営協議会との連絡調整並びに協働活動の普及啓発に当たる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、応援団本部の運営に関し、必要な事項は本部長が定める。

附 則

この規則は平成31年1月1日から施行する。

広尾っ子応援団設置要綱

(設置及び目的)

第1条 広尾っ子応援団本部規則（平成30年教委規則第10号）第1条に基づき設置した広尾っ子応援団本部（以下、「応援団本部」という。）に広尾っ子応援団（以下「応援団」という。）を設置する。

2 応援団の設置は、応援団本部の事業として、児童生徒に自己肯定感を育むとともに、地域住民の学校教育活動や地域学校協働活動への関心を高め、当該活動への参加を促進することを目的とする。

(組織)

第2条 応援団は第1条の目的に賛同する広尾町民及びその他の者（以下「町民等」という。）をもって組織する。

(業務)

第3条 応援団は、次に掲げる業務を行う。

(1) 町民等からの児童生徒を励ますメッセージの受理と当該学校への提供に関すること。

(2) 各学校の重点教育目標の実現を目指す教育活動や地域学校協働活動に必要な地域の情報や教育資源の提供に関すること。

(3) その他、必要と認められること

(要領への委任)

第4条 この要綱に定められるもののほか、応援団の運営に関し必要な事項は要領で定める。

(附則1)

この要綱は、平成31年2月7日から施行する。

広尾っ子応援団取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、広尾っ子応援団設置要綱に基づき、広尾っ子応援団（以下「応援団」という。）の取扱に関して必要な事項を定めるものとする。

(応援団員の登録)

第2条 応援団員は公募によるものとし、次の各号により登録又は登録の取り消しを行うものとする。

- (1) 登録を申し込もうとする者は、広尾っ子応援団本部に名前、年齢、性別、住所、電話番号、情報の受取方法を任意の方法で届けるものとする。
- (2) 応援団は、本人の申し出がない限り毎年登録を更新する。
- (3) 応援団は、本人からの申し出、その他の事由等により登録を取り消すことができる。

(応援団員の役割)

第3条 応援団員は、次の役割を担うものとする。

- (1) 日常生活において観察された好ましい言動や学校や地域の活動における活躍など、印象に残った児童生徒の成長に関する内容（以下「応援メッセージ」という。）を年1回提出する。
- (2) 各学校の重点教育目標の達成を目指す教育活動や地域学校協働活動に関して、学校運営協議会及び当該学校の求めに応じて可能な協力をする。

(応援メッセージの提出方法)

第4条 応援団員の応援メッセージの提出方法及び様式は定めない。

(事務局)

第5条 応援団に関する事務は広尾っ子応援団本部事務局（以下、「事務局」という）が行う。

(事務局の業務)

第6条 事務局は応援団の登録業務を行うとともに、受理した応援メッセージを次の通り処理する。

- (1) 応援メッセージの内容を整理し当該学校に提供する。
 - (2) 毎年度、概要をまとめ応援団本部長に報告する。
 - (3) 個人情報に配慮し、広報及びWEBページにより情報発信する。
- 2 事務局は前項に規定する事務のほか、次のことを行う。
- (1) 応援団の活動に関する情報発信に努めるとともに、理解啓発の場を設ける。
 - (2) 応援団員に対し、各学校運営協議会の協議内容について情報提供する。
 - (3) 学校運営協議会及び当該学校が求める地域の情報や教育資源について、応援団員を通して情報収集する。

2 学校運営協議会における設置者挨拶

平成 31 年 1 月 広尾町教育委員会教育長 菅原 康博

- 本年は、広尾町の3つの小中学校にコミュニティ・スクール制度が導入される広尾町の教育にとって重要な年。
- 本日、学校運営協議会を設置。これにより、これまで学校に任せていた教育目標や教育内容についても、法令や学校運営協議会規則に基づいて、地域住民・保護者が参画することが可能になる。
- 「学校と地域の垣根を低くしたい」「学校と地域・家庭が一体となった教育を進めたい」と願っていた学校関係者にとっては期待が膨らむ制度。
- また、これを機に、地域や家庭の役割を改めて問い直すことも、この制度の趣旨として重要。
- 学校運営協議会は地域住民や保護者が学校運営に参画する仕組みであると同時に、自らの役割を問い直し、学校運営に対する理解・協力を促すというねらいがある。
- 委員の皆さんにはこうした観点からの具体策についても、積極的に発信していただくようお願い。
- 教育委員会では、地域や家庭の教育機能を強化するために、「広尾っ子応援団本部」を設置。既に、広報などでお知らせしている「広尾っ子応援団登録制度」や「応援メッセージ」を本部の核となる事業と位置付け、学校運営協議会の取組を後押ししたい。
- 本日の協議会では、「広尾中の子ども像」をテーマにした「熟議」が予定されており、これを踏まえて、来年度の広尾中学校の目標や計画が検討される。「学校運営への参画」の具体的な形として意義深い。
- 皆様には、それぞれの立場や経験から貴重なご意見をいただけるものと期待。

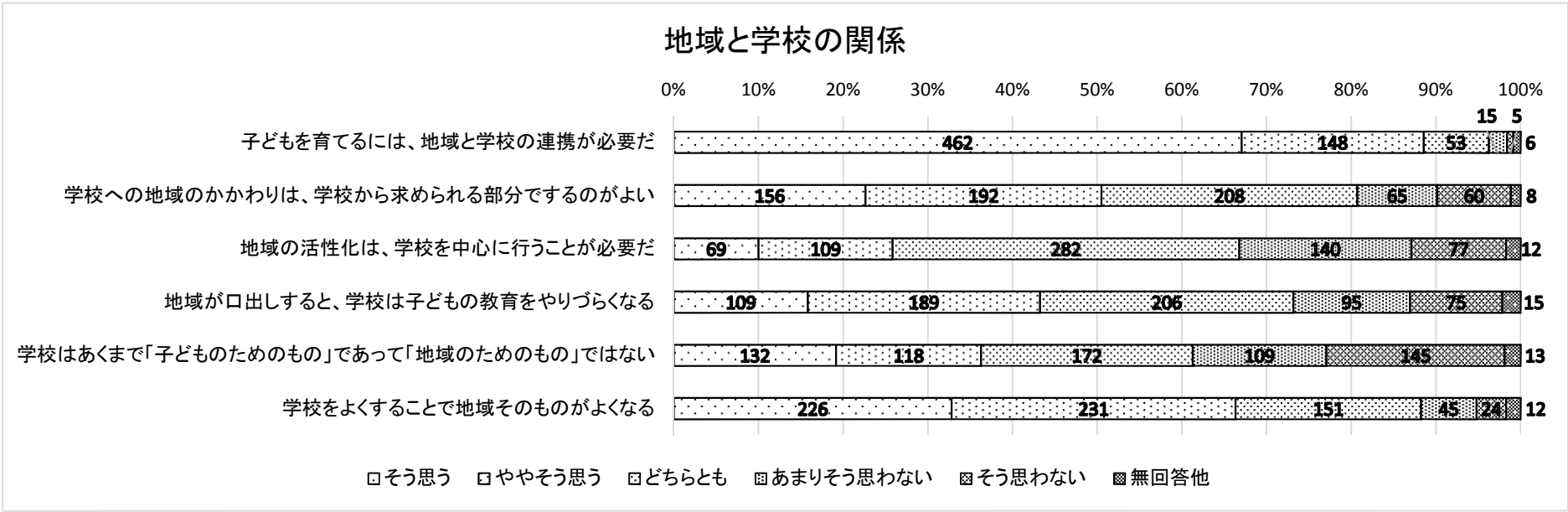
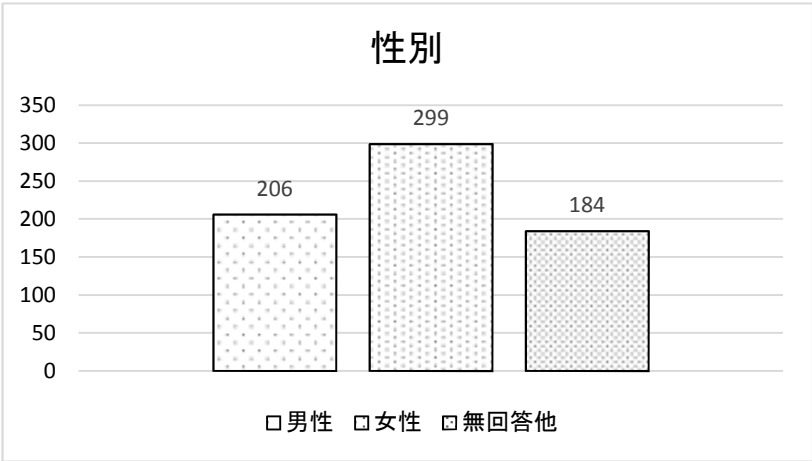
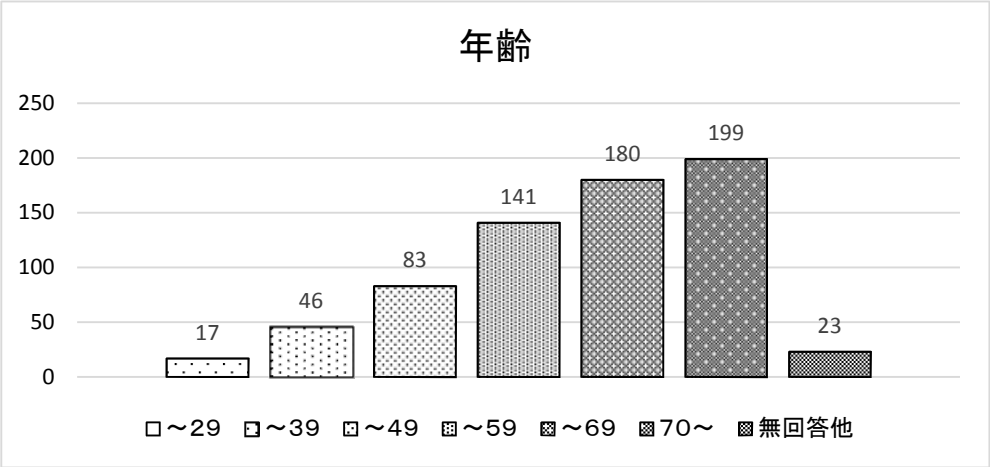
3 広尾っ子応援団本部における本部長挨拶

平成31年1月 広尾っ子応援団本部長（広尾町副町長） 田中 靖章

- 広尾っ子応援団本部の設置目的は、地域住民と学校との連携協力体制の整備及び地域学校協働活動の普及啓発。
- 先日、本町の各小中学校に学校運営協議会が設置され、今年は広尾町コミュニティ・スクール元年。
- 今後、この制度の下で、学校と地域・家庭が同じ方向を向いて、教育と子育て、それぞれの役割を果たしていくことになり、広尾町の教育に、一層の一体感が生まれていくものと期待。
- そうした中で設置する「広尾っ子応援団本部」は学校運営協議会の取組を後押しする重要な役割。
- 昨年、市内の学校に「公園で遊んでいる子どもたちの自転車の置き方が悪い」という匿名の電話があり、先生がとんで行って指導したという話。その場で注意すべきことまで学校に任せようとしたのであれば、本来の地域の教育機能が低下しているのではないかと考えさせられる事例。
- 「広尾っ子応援団本部」の設置は、学校との連携・協力の下で地域や家庭の教育力を回復し、強化に繋げるもの。
- 「広尾っ子応援団登録制度」を本部の核となる事業と位置付け、積極的に推進。5年後、10年後には、広尾町に不可欠な教育力になるとともに、新たな町づくりにも繋がるマンパワーとなるよう育てたい。
- 本日の会議では、学校運営協議会との連携や情報発信の方法など、当面の運営方針を決定していただく予定。また、「広尾っ子応援団」の拡充方法について協議。
- 各委員のお立場やご経験から貴重なご意見をいただけるものと期待。

4 学校と地域に関するアンケート調査（住民用）結果

広尾町教育委員会

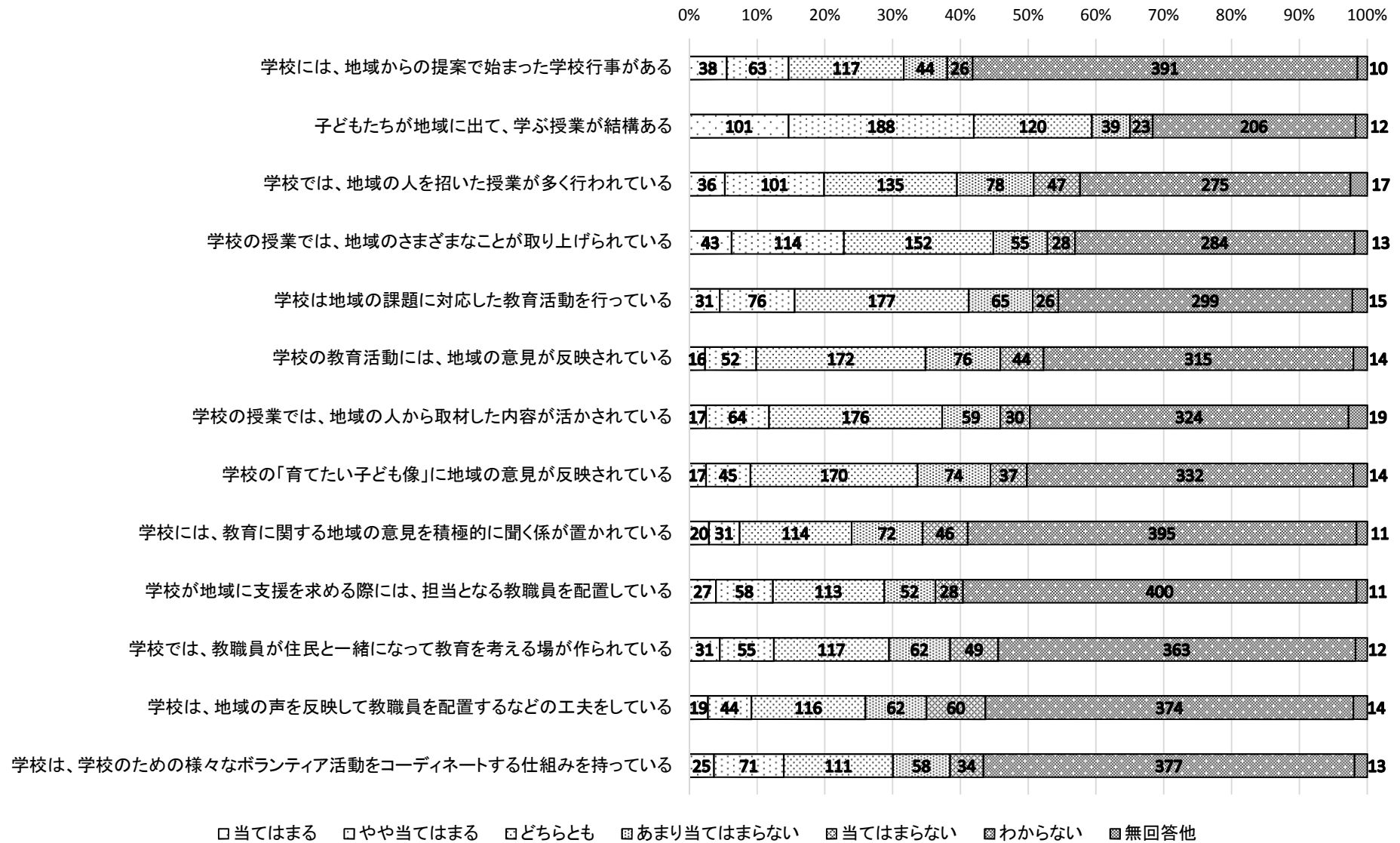


住民用- 1

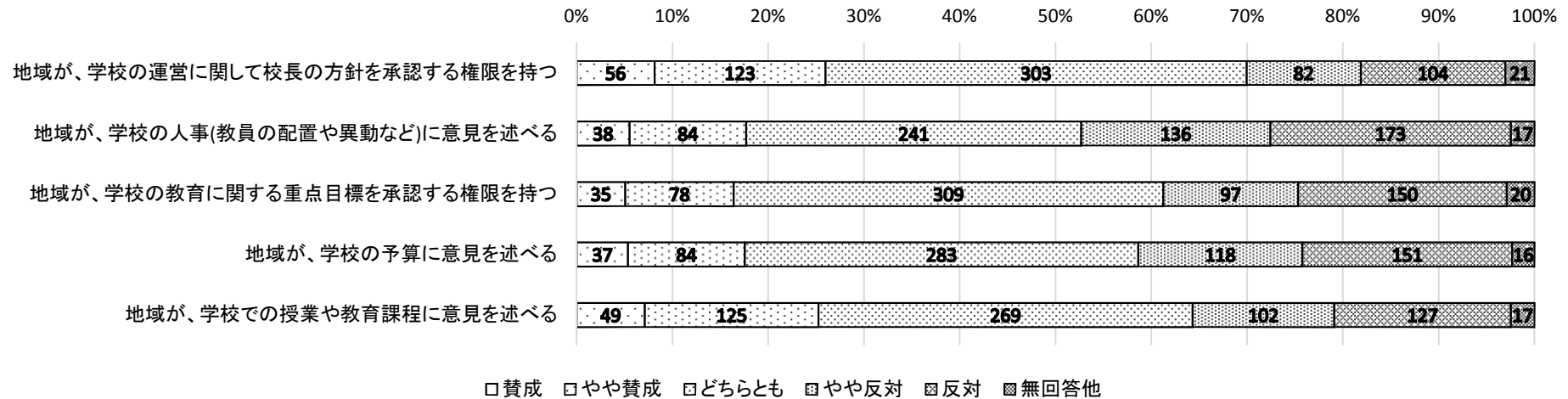
あなたと学校のかかわり



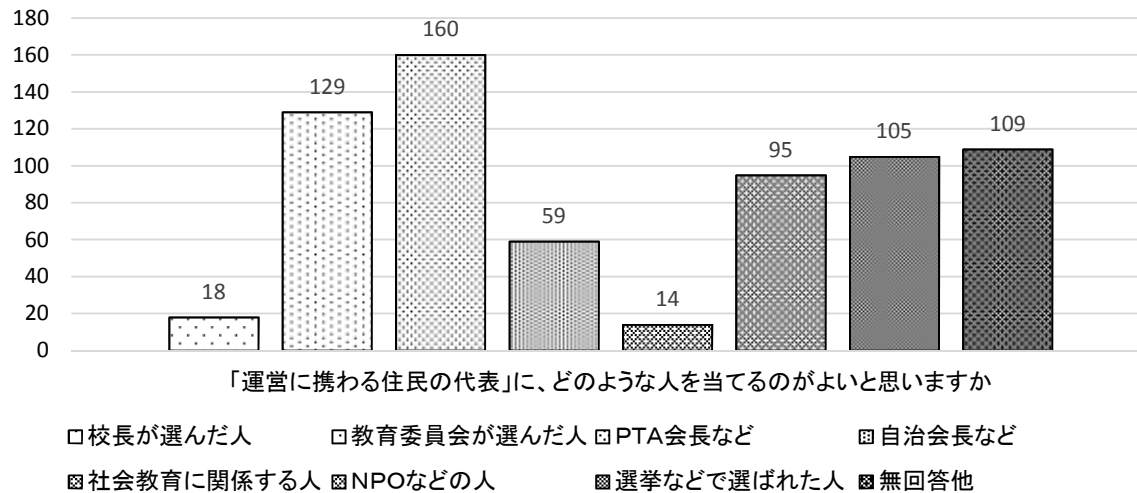
あなたの地域の学校



地域が学校の運営に携わる仕組み



学校の運営に携わる住民の代表

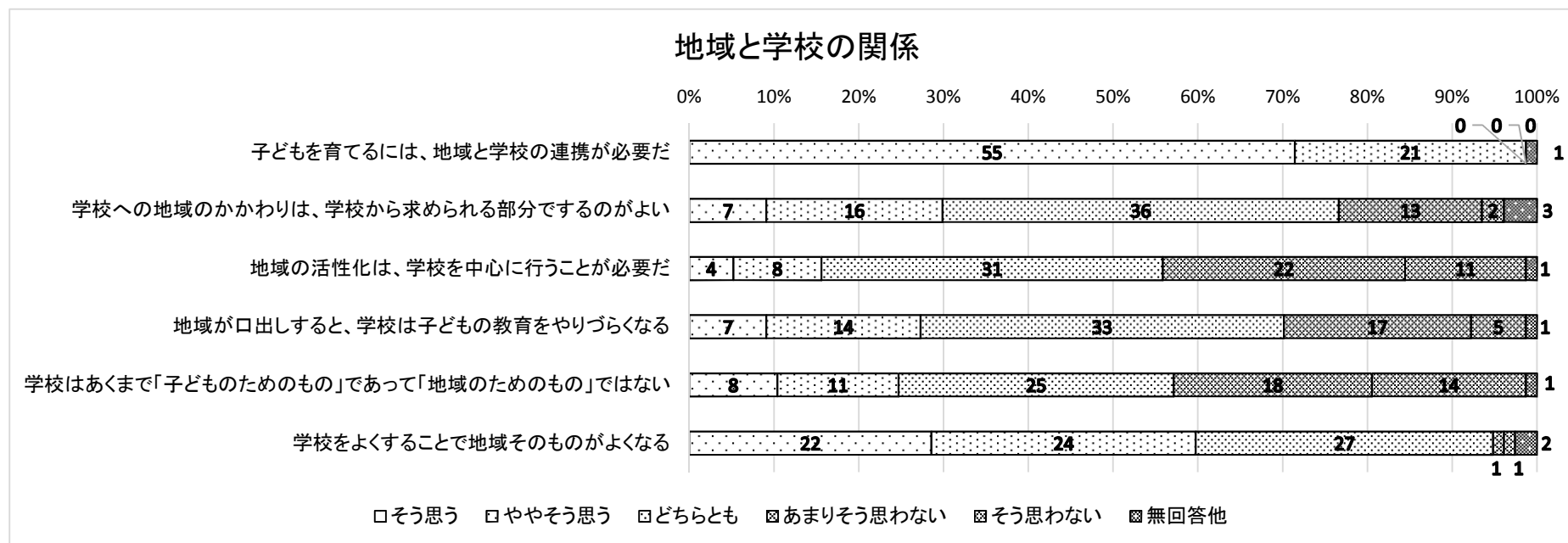
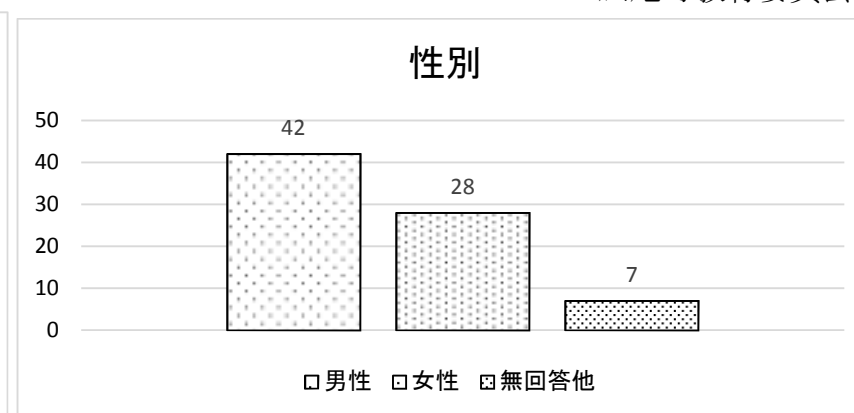
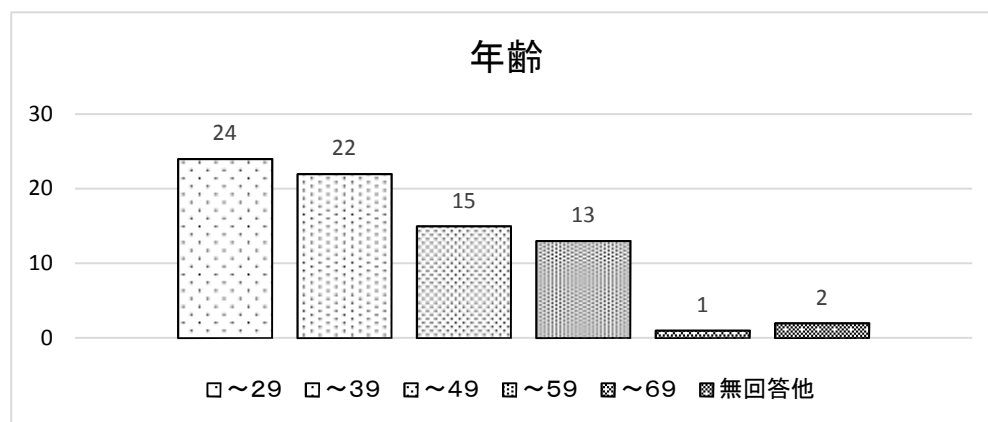


町民アンケートの概要

実施期日	平成30年4月～5月
方 法	質問紙を町内会経由で配布 返信用封筒で回収 教職員は学校経由で配布・回収
質問内容	住民用 40項目 教職員用 40項目
配布数	3400世帯（5月末全世帯数）
回答者数	住民 689人（20.3%） 教職員 77人（100%）
実 施	広尾町教育委員会管理課

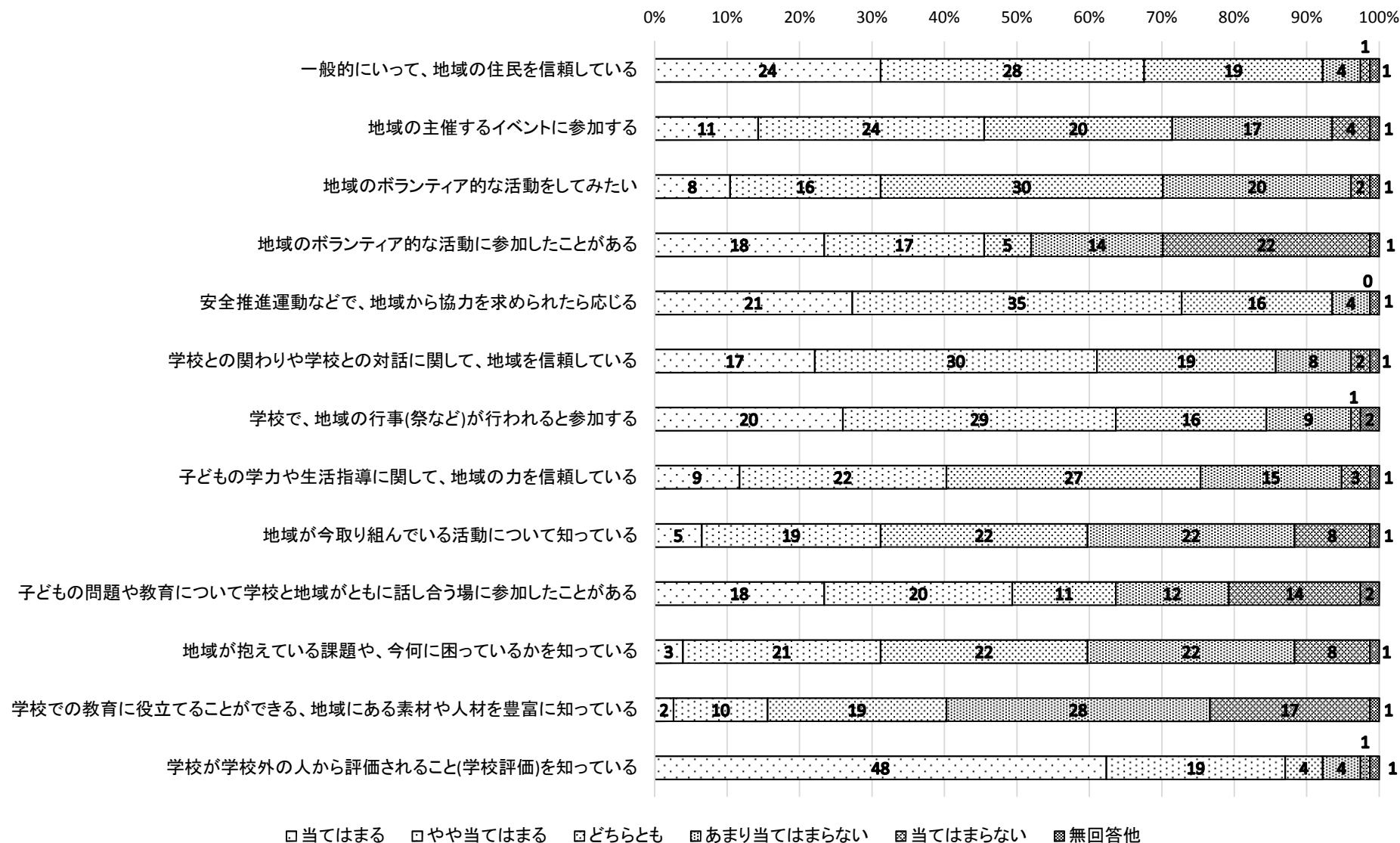
5 学校と地域に関するアンケート調査（教職員用）結果

広尾町教育委員会



教職員用-1

あなたと地域のかかわり

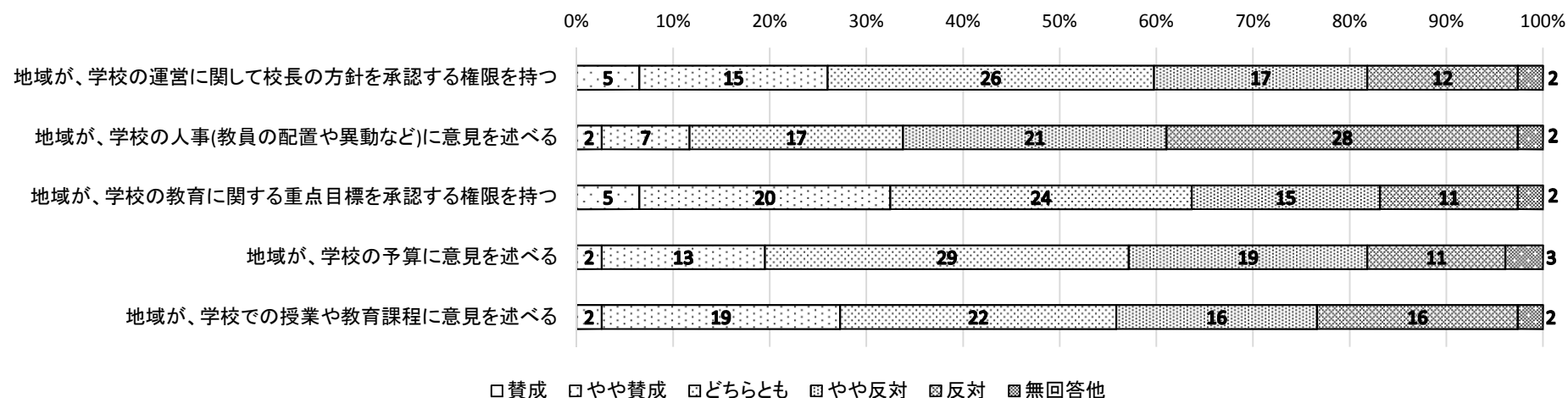


教職員用-2

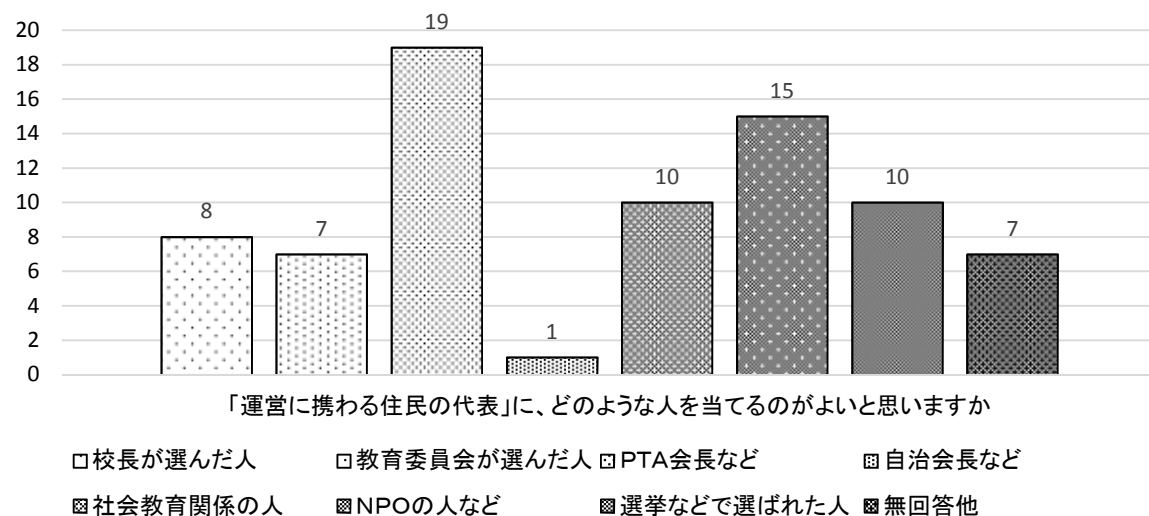
勤務している学校



地域が学校の運営に携わる仕組み



学校の運営に携わる住民の代表



町民アンケートの概要

実施期日	平成30年4月～5月
方法	質問紙を町内会経由で配布 返信用封筒で回収 教職員は学校経由で配布・回収
質問内容	住民用 40項目 教職員用 40項目
配布数	3400世帯（5月末全世帯数）
回答者数	住民 689人（20.3%） 教職員 77人（100%）
実施	広尾町教育委員会管理課

教職員用-4